

刈谷市優良建築物等整備事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新とを図るため、優良建築物等整備事業制度要綱（平成6年6月23日建設省住街発第63号）に基づき、本市のまちづくりに寄与する優良再開発型優良建築物等整備事業又は都市再構築型優良建築物等整備事業（以下「事業」という。）を施行する者に対し交付する刈谷市優良建築物等整備事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、刈谷市補助金等交付規則（昭和44年規則第29号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(事業計画等)

第2条 事業を施行しようとする者（以下「施行予定者」という。）は、補助を受けようとするときは、あらかじめ優良建築物等整備事業計画書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の計画書を受理したときは、その内容を審査し、優良建築物等整備事業計画審査通知書（様式第2号）により、補助対象となる事業としての適否及び第4条第4項に掲げる事業に該当するか否かを施行予定者に通知するものとする。

(補助対象区域)

第3条 この要綱による補助金の交付の対象となる区域は、優良再開発型優良建築物等整備事業にあつては第1号及び第2号に該当する区域又は第3号に該当する区域とし、都市再構築型優良建築物等整備事業にあつては第1号及び第2号に該当する区域とする。

(1) 刈谷市立地適正化計画に位置付けられた都市機能誘導区域

(2) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の規定により定められた商業地域

(3) 刈谷駅周辺地区市街地総合再生基本計画又は刈谷市駅周辺地区市街地総合再生基本計画に定める重点整備地区

(補助対象費用及び補助金の額)

第4条 補助金の額は、優良再開発型優良建築物等整備事業にあつては第1号から第3号までに掲げる費用の合計額、都市再構築型優良建築物等整備事業にあつて

は次に掲げる費用の合計額に3分の2を乗じて得た額以内の額とする。

(1) 調査設計計画費

ア 事業計画作成費

イ 地盤調査費

ウ 建築設計費

(2) 土地整備費

ア 建築物除却等費

イ 補償費等

(3) 共同施設整備費

ア 空地等整備費

イ 供給処理施設整備費

ウ その他の施設整備費

(4) 用地取得費

(5) 専有部整備費

2 前項各号に掲げる費用の範囲及び限度額については、当該年度における市街地再開発事業等補助要領（昭和62年5月20日建設省住街発第47号。以下「国要領」という。）に準ずるものとする。

3 前項の場合においては、国要領第5の3の注9中「含む事業」とあるのは、「含む事業であって、刈谷市優良建築物等整備事業補助金交付要綱（平成9年9月20日施行）第3条第3号に掲げる区域で行うもの」とする。

4 次に掲げる事業については、第1項第3号に掲げる費用（国要領第5の3の注5又は前項の規定により読み替えて適用する国要領第5の3の注9の規定の適用を受ける費用を除く。以下この項において同じ。）に当該各号に掲げる事業の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額を、当該事業に係る第1項第3号に掲げる費用とみなして同項の合計額を算出することができる。

(1) 前条第3号に掲げる区域で行う事業（次号に掲げる事業を除く。） 100分の105以内

(2) 公益性が高いものとして市長が別に定める基準に該当する事業であって、前条第3号に掲げる区域で行うもの 100分の115以内

（補助金の交付申請）

第5条 施行予定者（第2条第2項の規定により補助対象となる事業として適当と認められた者に限る。）は、補助金の交付を受けようとするときは、刈谷市優良建築物等整備事業補助金交付申請書（様式第3号）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第6条 市長は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、刈谷市優良建築物等整備事業補助金交付決定通知書（様式第4号。以下「交付決定通知書」という。）により当該申請書を提出した者に通知するものとする。

（施行者の責務）

第7条 前条の規定により交付の決定を受けた者（以下「施行者」という。）は、補助金について経理を明らかにする帳簿を作成し、補助対象となる事業の完了後5年間保存しなければならない。

- 2 施行者が、補助事業等における残存物件の取扱いについて（昭和34年3月12日建設省会発第74号）に定められている備品を購入した場合は、台帳を作成し、当該備品の購入年月日、数量、価格等を明らかにしておかなければならない。
- 3 施行者は、補助対象となる事業を実施する業者の選定に当たっては、市長との協議により定めた入札等に係る基準に従い、適切に執行しなければならない。

（経費配分の変更）

第8条 施行者は、補助金交付決定後において当該年度の補助対象事業（以下「補助対象事業」という。）に要する経費の配分を変更しようとするときは、刈谷市優良建築物等整備事業補助金経費配分変更承認申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、刈谷市優良建築物等整備事業補助金経費配分変更承認通知書（様式第6号）により当該申請書を提出した者に通知するものとする。

（事業内容の変更）

第9条 施行者は、補助金交付決定後において、補助対象事業の内容を変更しようとするときは、補助金の額に変更を生じない場合にあつては刈谷市優良建築物等整備事業内容変更承認申請書（様式第7号）を、補助金の額に変更を生じる場合

にあつては刈谷市優良建築物等整備事業補助金交付変更申請書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該申請書ごとに刈谷市優良建築物等整備事業内容変更承認通知書（様式第9号）又は刈谷市優良建築物等整備事業補助金交付変更決定通知書（様式第10号）により当該申請書を提出した者に通知するものとする。

（事業の中止又は廃止）

第10条 施行者は、補助金交付決定後において、補助対象事業の中止又は廃止をしようとするときは、速やかに刈谷市優良建築物等整備事業中止（廃止）承認申請書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、刈谷市優良建築物等整備事業中止（廃止）承認通知書（様式第12号）により当該申請書を提出した者に通知するものとする。

（事業の完了期日の変更）

第11条 施行者は、補助対象事業が交付決定通知書に記載された完了予定期日までに完了しないときは、速やかに刈谷市優良建築物等整備事業完了期日変更承認申請書（様式第13号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、支障がないと認めるときは、刈谷市優良建築物等整備事業完了期日変更承認通知書（様式第14号）により当該申請書を提出した者に通知するものとする。

（工事着手等の届出）

第12条 施行者は、次に掲げる工事に着手したとき、又は工事が完了したときは、着手（完了）届（様式第15号）を市長に提出しなければならない。

（1）除却工事

（2）建築工事

（事業遂行状況の報告）

第13条 施行者は、毎会計年度の四半期（第4四半期を除く。）ごとに刈谷市優良建築物等整備事業遂行状況報告書（様式第16号）を当該期間経過後速やかに市長に提出しなければならない。

（検査等）

第14条 市長は、必要があると認めるときは、施行者に対して指示をし、報告を求め、又は職員をして当該施行地区若しくは建築物その他の物件及び設計図書等の書類を検査させ、指示をさせることができる。

(実績報告)

第15条 施行者は、補助対象事業が完了したとき（補助対象事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から起算して10日を経過した日又は当該年度末日のいずれか早い日までに刈谷市優良建築物等整備事業完了実績報告書（様式第17号）を市長に提出しなければならない。

2 施行者は、補助対象事業が翌年度にわたるときは、補助金の交付の決定に係る会計年度の末日までに刈谷市優良建築物等整備事業年度終了実績報告書（様式第18号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の確定)

第16条 市長は、前条の報告書を受領した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、刈谷市優良建築物等整備事業補助金確定通知書（様式第19号）により当該報告書を提出した者に通知するものとする。

(委任)

第17条 この要綱で定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成9年9月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の刈谷市優良建築物等整備事業補助金交付要綱の規定は、令和5年4

月 1 日以後に施行を開始する優良再開発型優良建築物等整備事業又は都市再構築型優良建築物等整備事業（以下「事業」という。）に係る補助金について適用し、同日前に施行を開始する事業に係る補助金については、なお従前の例による。